

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会から求められている価値観および倫理観に基づいて、持続可能な価値創造と市場創造に向け、特に経営の透明性確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります。この方針に基づき、当社の業務執行および監督の仕組みを以下の通りとしております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付年金(DB)および確定拠出年金(DC)を採用しております。

確定給付年金(DB)の運用は、従業員の安定的な資産形成に加えて、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、確定給付年金(DB)の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理につとめます。

ただし、当該原則が求める外部の専門家の採用を含む人材の配置・登用などの人事面・運営面での関与については、今後の動向を見極めた上で、その必要があると判断された場合に、あらためて検討することとします。

【原則 3-1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの方針から、以下の事項について主体的な情報発信を行っております。

(1)経営理念および基本戦略ならびに中長期事業計画を当社ウェブサイト、決算説明資料等にて開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書にて開示しております。

(3)取締役の報酬等は、報酬委員会に相当する任意の委員会による諮問等は行っておりませんが、監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役別に、株主総会で決議された報酬額の限度内で、固定報酬、業績賞与および譲渡制限付株式報酬を、会社の業績、経営内容および経済情勢等を考慮し、取締役会の決議および監査等委員の協議により決定し、有価証券報告書等に開示してきました。なお、業績賞与および譲渡制限付株式報酬は監査等委員である取締役には支給いたしません。

(4)監査等委員以外の取締役の選解任を含む候補者の選任は、指名委員会に相当する任意の委員会による諮問等は行っておりませんが、取締役会で、事業全般に提言および提案できる能力および識見に加え、担当業務の遂行能力等を総合的に勘案して決定することといたします。また、監査等委員である取締役の選解任を含む候補者の選任については、取締役会で、専門分野の知見および識見に加え、事業全般について提言および提案できる能力を重視し、事業経営や関係法令等の各分野において高い専門知識や豊富な経験を有する者を監査等委員の事前同意を得て決定することといたします。

(5)取締役(監査等委員である取締役を含む)の選解任および指名等の理由については、株主総会招集通知に具体的な説明を記載することとします。

【補充原則 3-1 サステナビリティへの取組みの開示方法】

当社では、サステナビリティへの取組みや人的資本の確保について十分な開示を行っていくことは、投資家に対して広くESG投資を募るための有用な手段であると理解しております。

2022年にサステナビリティ基本方針を公開しており、一部データについては有価証券報告書にて公開しておりますが、TCFDの枠組みに準拠した開示としては不足しているものと理解しております。引き続き、開示の質と量の充実に努めてまいります。

【補充原則 4-3 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】

当社は、最高経営責任者の解任に関する客観性・適時性のある具体的な手続きやその評価基準は定めておりませんが、能力主義に基づく取締役の相互評価および社外取締役である監査等委員の評価を踏まえ、取締役会で十分検討の上、最高経営責任者の続投の可否を決定しております。

【補充原則 4-10 独立社外取締役による重要事項への関与】

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しており、監査等委員である取締役4名全員が独立社外取締役であります。監査等委員は、取締役会の一員として経営の方針および重要事項に関する審議に加わります。経営幹部・取締役の指名および報酬については、指名委員会または報酬委員会に相当する任意の委員会による諮問等を行っておりませんが、特定の取締役に一任することなく取締役会の場でオープンに議論して決定する方針であります。また、監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容については取締役会に付議する前に、独立社外取締役を構成員とする監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としております。

【原則 4-11 取締役会の実効性確保】

当社の取締役会は、全体としてその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備えた人材で構成されております。

当社の取締役会メンバーは、当社の事業に精通した業務執行取締役5名および社外取締役である監査等委員4名で構成されております。男女の

比率については男性8:女性1となっております。また、当社の監査等委員は、財務、会計、監査、法務に関する知見と業務経験を有しております。当社では、取締役会の実効性の分析および評価は、個々の取締役が当然の責務として行ってまいりましたが、有効性、客観性をより一層高めるべく、標準化された手法を用いて、取締役会による定期的な分析および評価を実施することとします。

#### 【補充原則 4-11 取締役会の実効性の評価】

当社の取締役会は、経営ビジョンの提示、経営戦略の議論は当然として、業務執行計画に対する実績の確認を定期的に行っています。当社では、取締役会全体の実効性の分析および評価は、個々の取締役が当然の責務として行ってまいりましたが、有効性、客観性をより一層高めるべく、標準化された手法を用いて、取締役会による定期的な分析および評価を実施することとします。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、事業上の関係の維持・強化につながる株式を保有することを基本原則として、この原則に適合しない株式保有は解消することとします。また、政策保有株式の議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上の観点を含め総合的に勘案しながら、適切に行使していくものとします。なお、現在は、政策保有株式は保有していません。

#### 【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、すべての取締役に対して、半期毎に関連当事者間取引の有無・状況について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について監視する体制を構築しております。なお、関連当事者間の利益相反取引が発生した場合には、その都度、取締役会の承認を得ることとしております。該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議することとしております。

#### 【補充原則 2-4 多様な人材の登用とその開示】

当社は、多様な視点や価値観を企業経営に生かすため、総務人事部内に「ダイバーシティ推進委員会」を設置し、次のとおり多様な人材の登用を推進しております。

##### ・女性活躍推進

2023年12月1日時点において、当社社員のうち26.1%が女性となっております。2023年入社した社員に限っては28.7%が女性となっております。女性管理職は管理職全体の1.9%となっておりますが、更なる改善を目指し、出産・育児を経ても復職しやすい、働きやすい環境を整え、能力を發揮できる職場づくりを推進してまいります。

##### ・外国人および中途採用

外国籍社員および中途採用社員を採用しておりますが、全社員数に対する割合は、外国籍社員0.8%、中途採用社員6.4%と低水準であります。当社理念に賛同いただけることを前提に、国籍や性別、年齢等にとらわれず、様々なバックボーンを持つ人材を積極的に採用し、外国籍および中途採用者の社員の比率を向上させるため、人材採用および育成を進めてまいります。

#### 【補充原則 4-1 取締役会の経営陣への権限委任】

当社は、法令・定款で定められた事項のほか、経営の方針および重要事項については取締役会で意思決定しております。なお、重要事項のうちの一部は、業務執行取締役に委任しています。具体的には、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、取締役の責任と権限を明確にしております。

#### 【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、社外取締役候補者の選定にあたって経営課題について積極的に提言、提案および意見を表明することができる人物を選定し、審議を経て候補者を決定することとしております。

当社の社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、各々の専門領域における豊富な経験と高い見識を有しております。

#### 【補充原則 4-11 取締役会による取締役の選任方針等の開示】

当社は、定款において監査等委員以外の取締役の員数を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定めております。当社の業務に精通し且つ社外の状況に精通した「社内取締役」と、社外における豊富な経験と知見を有し且つ社内の状況に理解ある「社外取締役」とを組み合わせて、取締役会全体としての知識・経験および能力のバランスならびに多様性および規模を具備した構成としております。なお、定時株主総会参考書類に経営戦略を反映したスキルマトリックスを作成し開示しております。

#### 【補充原則 4-11 取締役の業務振り向けおよび兼任状況の開示】

監査等委員である取締役4名のうち2名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任しておりますが、その役割および責務を適切に果たすために必要となる時間および労力は当社に振り向けられており、合理的な範囲にとどまっていると認識しております。なお、取締役の他社の役員の兼任状況は、事業報告および有価証券報告書において、毎年開示を行っております。

#### 【補充原則 4-14 取締役に対するトレーニング方針】

当社の取締役に対するトレーニング方針は、取締役の自己研鑽を基本としております。具体的には、取締役は、取締役として必要な知識等を涵養する必要がある場合には、その内容を自ら企画し研鑽を行い、会社はこれをサポートすることとしております。当社は、取締役および幹部社員に対して外部講師によるトレーニングを実施しております。

#### 【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当部署（総務人事部）を設置し、株主や投資家からの対話（面談）の申込に対して窓口となり、適切な対応が取れるよう組織体制を整備しております。また、決算説明会等に参加できない株主・投資家に対しては、半期毎に「株主通信」を発行し、当社ウェブサイト等に説明会等の関連資料および動画を掲示して開示するなど、公正公平なディスクロージャーに努めております。

#### 【株主との対話の実施状況等】

当社は、上記「株主との建設的な対話に関する方針」に基づき、例年、大株主・機関投資家・アナリスト等向けの決算説明会を開催するとともに、個別面談等も実施しております。決算説明会、個別面談で投資家から出された意見・懸念は取締役会に共有の上、適宜対応を検討しております。

主な対応者 IR担当役員及びIR担当部門長

対応を行った株主の概要

国: 国内及び海外

運用方法: アクティブ及びパッシブ

投資手法: グロース及びバリューが中心  
対応者の担当分野: アナリスト、ファンドマネージャー、ESG担当等  
対話の主なテーマや株主の関心事項  
コーポレートガバナンス  
業績・資本効率  
株主還元

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]  
当社は、会社の業績、将来の社会情勢および経済情勢等を踏まえ、毎年、中長期事業計画を見直して策定し、取締役会にて決定しております。その内容については、自社の資本コストを把握した上で、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、自己資本当期純利益率(ROE)、1株当たり当期純利益などの財務数値の他、人材採用人数等の目標値を、当社ウェブサイト等で開示するとともに、決算説明会または株主総会等を通じ、当該目標および目標達成に向けた具体的な施策等について説明しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### [大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
神山茂	2,953,600	17.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,349,700	7.85
有限会社サスマ	1,200,000	6.98
ジャステック従業員持株会	1,143,594	6.65
光通信株式会社	632,800	3.68
東京海上日動火災保険株式会社	593,280	3.45
第一生命保険株式会社	550,000	3.19
日本生命保険相互会社	402,480	2.34
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	361,800	2.10
野村信託銀行株式会社(投信口)	324,025	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	11月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小畑 哲哉	他の会社の出身者													
松本 実	公認会計士													
清水 真一郎	弁護士													
中家 華江	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------



小畑 哲哉				企業経営の豊富な実績に加えて、財務部門・総務部門の他、監査役および監査等委員としての経験を有しております。幅広い経験と知見を活かして、業務執行に対する監査を通じて、企業の健全性の確保およびより一層高度なガバナンス体制の確率が期待されるため、監査等委員である社外取締役役に選任いたしました。
松本 実				公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有する会計の専門家で、他社の社外取締役役の要職を務め、また、当社においても社外監査役および監査等委員である取締役の職務を適切に遂行してきました。当社の経営および監査等への貢献を引き続き期待して監査等委員である社外取締役役に選任いたしました。
清水 真一郎			当社は、同氏がパートナーを務める渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と法律業務に関する取引がありますが、同事務所および当社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	元検事および弁護士として法律に関する相当の知見を有しており、証券取引所の制度等にも精通しており、今後のガバナンスコード等への対応、会社法改正への対応に際して、当社の経営および監査等への貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役役に選任いたしました。
中家 華江				公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当の知見を有しており、他社の社外監査役の要職を務めており、当社の経営および監査等への貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役役に選任いたしました。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

取締役会の監査機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実と企業価値の向上を図るため。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。
2. 監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。
3. 監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

2020年2月26日開催の当社第49回株主総会で、監査等委員以外の取締役に固定報酬とは別枠で譲渡制限付株式報酬制度を導入することが承認されたので、既に付与済のストックオプションを除き、監査等委員以外の取締役に対するストックオプション制度を廃止することにしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、これまでに、通算で18回のストックオプションを付与しており、その行使可能ストックオプションの残存総数は2024年01月31日現在、545,000株です。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <a href="#">更新</a>	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬に加え、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬を、次のとおり設定しております。

**固定報酬**  
経営内容および社員給与等とのバランスを考慮して、定時株主総会で決議いただいた報酬総額の限度内において、決定しております。

**業績賞与**  
業績賞与は、監査等委員以外の取締役に支給することとし、会社の経営成績に応じて、有価証券報告書等に開示する算定方法により算定し、株主総会の決議を得て決定しております。

**譲渡制限付株式報酬**  
監査等委員以外の取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与する目的で固定報酬とは別枠で導入すること、および

この導入を条件に既に付与済みのストックオプションを除き、監査等委員以外の取締役に対するストックオプション制度を廃止することについて、2020年2月26日開催の当社第49回株主総会で承認を得ております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、当社の企業文化に対する理解を促す支援を行うとともに取締役会事務局および取締役会事務管掌取締役を通じ、社内の情報を十分に共有する体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社会から求められている価値観および倫理観に基づいて、持続可能な価値創造と市場創造に向け、特に経営の透明性の確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります。この方針に基づき、当社の業務執行および監督の仕組みを以下のとおりとしております。

### イ 民主的経営の実践

中長期事業計画、予算および経営課題などに関する重要な経営情報について、取締役および社員による共有化を図る一方、社員からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践しております。

### ロ 取締役会の充実

毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備しております。また、これらの議論および決定事項は、前述の民主的な経営の実践の中で広く社員へも情報開示されております。

### ハ 執行役員制度の導入

執行役員制度を導入し、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。

監査等委員である取締役4名全員は、社外取締役であり、豊富な実務の知見から取締役会などの意思決定において客観的な監督機能を果たす者であります。

これにより、取締役会の監督機能のより一層の強化、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実および企業価値の向上が図れるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目途に発送している。 また、招集通知の発送前に当社ウェブサイトにより電子的に開示している。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度を12月1日から11月30日としている。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを採用している。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知および株主総会参考書類を英訳し当社ウェブサイトを開示している。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算後に年1回程度の定期説明会を実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算発表に伴い機関投資家向けに説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主通信、IR説明会資料、招集通知、決議通知、有価証券報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部長 倉橋 忍	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を定め、会社ホームページに開示。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得、環境報告書を会社ホームページに掲載。 人道的任務達成機関への寄付。 伝統文化普及活動への協賛。 ボランティア休暇制度。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章を定め、会社ホームページに開示。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。(会社法第399条の13第1項第1号および八)

【1】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

1. 当社は、法令に基づく備置書類および公告義務書類をはじめ、取締役会議事録、稟議書その他の会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、情報センターを設置しており、文書管理規程および情報センター運営規則に基づき、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取扱いを一元的に管理することとします。

2. 当社は、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで取扱う情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。

3. 取締役および監査等委員である取締役は、情報センターに保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、随時閲覧できることとします。

【2】損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

1. 当社は、営業、開発、法令、情報セキュリティ、財務等に関連するリスク、あるいは病災、自然災害等のリスクについて、関連規程、ガイドライン、マニュアル等を定め、リスクの予防、発見および適切な対応を実施することとします。

2. 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。

3. 当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。

ア. 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)

イ. 品質マネジメントシステム(ISO9001、CMMI)

ウ. 環境マネジメントシステム(ISO14001)

4. 当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取組みとして、当社および企業集団の業務に係るリスクを識別し対処する包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【3】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

1. 当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。

2. 当社は、中長期事業計画、年度総合予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、代表取締役社長直轄の組織として、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行する「予算編成委員会」を設置しており、予算編成委員会は予算統制状況を定時取締役会へ報告することとします。



3. 当社は、取締役が執行役員を兼ねており、取締役会において行った経営に関する意思決定を迅速に業務執行につなげる一方、取締役会として業務執行に対する監視監督機能を十分に果たすよう、業務執行状況を毎月の定時取締役会で報告することとしております。

[4] 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 4 号)

1. 当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。

2. 当社は、「企業行動憲章」で「良き企業市民として、社会の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。」ことを会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章」に基づくコンプライアンス行動指針」を定め、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を役員に周知し、徹底することとします。

3. 当社は、代表取締役社長直轄の「CSR委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行なうこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。

4. 当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として社内に「ヘルプライン」を設置するとともに、社外の法律事務所および監査等委員を社内から独立した通報窓口として設置することとします。その担当部門であるコンプライアンス室は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、取締役会および監査等委員会に適時報告することとします。

5. 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の危険ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

[5] 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号)

[5]-1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号-イ)

1. 毎月開催する当社の定時取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および事業年度末における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

[5]-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号-ロ)

1. 当社は、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

[5]-3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号-ハ)

1. 代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

2. 監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

[5]-4. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号-ニ)

1. 当社は、企業集団各社の CSR(Corporate Social Responsibility)ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。

[6] 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 1 号)

1. 当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。

2. 当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

[7] 前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 2 号)

1. 監査等委員会の要請に基づいて監査等委員会付社員を置く場合、当該社員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

2. 当該社員の人事考課等については、監査等委員会の評価に基づいて監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

[8] 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 3 号)

1. 監査等委員会付社員を置く場合、当該社員が監査等委員会の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。

[9] 監査等委員会への報告に関する体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 4 号)

[9]-1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 4 号-イ)

1. 当社は、毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、監査等委員以外の取締役および社員の職務執行について意見交換を実施することとします。

2. 監査等委員以外の取締役および社員は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告することとします。内部通報窓口へ寄せられた情報は、担当部門が通報者の保護に配慮したうえで、取締役会および監査等委員会に適時報告することとします。

3. 監査等委員は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、監査等委員以外の取締役および社員に説明を求めることができることとします。

[9]-2. 子会社の取締役および使用人または当該取締役および使用人から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告するための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 4 号-ロ)

1. 子会社の取締役および社員は、法令等の違反行為および企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役ならびに当社の監査等委員会および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。

[10] 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 5 号)

1. 当社は、監査等委員会への報告を行った当社ならびに子会社の取締役、監査役および社員に対して、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、企業集団の役員に周知することとします。

[11] 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 6 号)

1. 監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なと認められる場

合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。

2. 監査等委員の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。

【12】その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

1. 監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。

2. 監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。

3. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「企業行動憲章」において、『市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備えるとともに、事業活動において取り扱う情報のセキュリティ管理を行い、組織的な危機管理を徹底する。』と、会社の内外に向けて宣言しております。また、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨の指針を全社員に周知し、徹底することとします。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

## 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

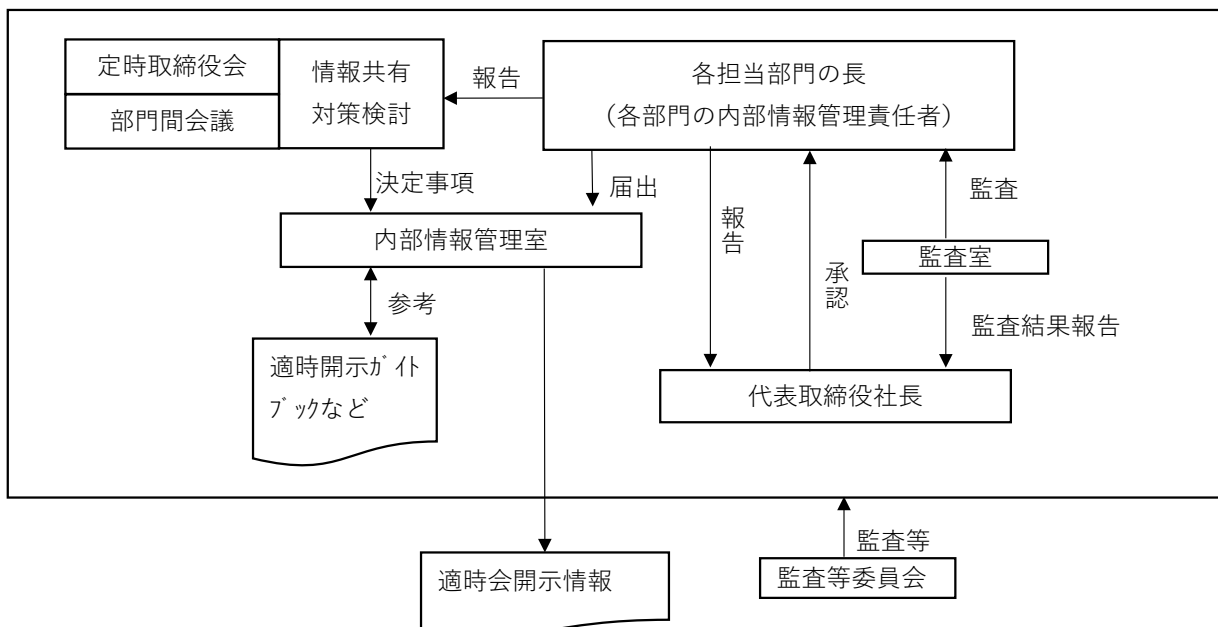
- 重要事実が発生した場合の情報共有  
重要事実が発生した場合、各担当部門の長は、以下の重要な会議にて重要事実を報告し、当該情報を共有するとともに対策を検討しております。

(重要な会議)

会議名称	頻度	構成員	議長
定時取締役会	毎月	・取締役	代表取締役社長
部門間会議	隔週	・監査等委員以外の取締役および常勤の監査等委員である取締役 ・各本部の本部長および副本部長 ・各部の部長(製造部部長は除く) ・必要に応じて、製造部部長および各部の課長	予算編成委員長

- 内部情報の管理統括部署  
内部情報の管理統括部署は内部情報管理室としており、内部情報の把握、管理および公表などを統括しております。  
各部門で内部情報が発生した場合は、各部門の内部情報管理責任者(各部門の長)が内部情報管理室へ届出を行い、内部情報管理室は「会社情報適時開示ガイドブック」および「金融商品取引法」などを参考に、適時、適切な開示を行っております。
- 内部監査、監査等委員会  
当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、業務執行ラインとは異なる立場で、業務執行の状況を監査し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に務めております。  
また、監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業団体全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとしています。

適時開示に係る社内体制の仕組みを図示いたしますと次のとおりであります。



内部統制の体制図

